

院内感染対策について

1. 院内感染対策に係る基本的な考え方

当院は、院内感染防止対策に病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

当院における院内感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置しています。毎月1回会議を行い、院内感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染対策チームを設置し、週1回の会議・院内ラウンドを実施し、院内感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染防止対策に関する職員研修についての事項

職員の院内感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回実施します。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

当院の細菌培養検査結果などから微生物の検出状況を把握し、薬剤耐性菌や院内感染防止対策上問題となる微生物が発生した場合、院内感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ院内感染防止対策の周知を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる場合には、感染対策チームが情報収集を行い、対応します。必要に応じて、院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断及び感染拡大防止に努めます。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。併せて、感染防止の意義及び手洗い・マスク着用などについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

7. 抗菌薬適正使用のための方策

抗菌薬適正使用支援チームを設置し、抗菌薬の適正使用に係る実務を行います。また、他の保険医療機関から、抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受け、合同カンファレンスの場を通じて、周知します。

8. 他の医療機関等との連携体制

保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同で、年4回程度、院内感染対策に関する合同カンファレンスを実施し、新興感染症の発生等を想定とした訓練を実施します。また、必要に応じて院内感染対策に関する助言を行います。

9. その他

院内感染防止対策の推進のため「院内感染予防マニュアル」を作成し、病院職員へ周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。